

第5章 計画の推進

人権問題の解決を目指し、差別や偏見のない明るい社会の実現を目的とする「燕市人権教育・啓発推進計画」を実効性あるものにするために、次のとおり計画を推進します。

1 総合的な人権施策の推進

社会情勢の変化に伴い、現在の人権問題はそれぞれの課題が複雑に絡み合い、新たな課題が生じるなど、複雑かつ多様化してきています。各部局は本計画の趣旨を踏まえ、市民の人権に十分配慮しながら施策の実施にあたることとします。また、庁内の各担当の専門的な対応と関連する部局間の緊密な連携体制が不可欠であり、高齢者、障がい者、男女共同参画等の個別に計画を策定している部署については、本計画との整合性を図り、人権尊重の視点からそれぞれの施策を推進します。

市職員は、国や県、他の団体の研修会や講演会等へ積極的に参加し、人権問題に対する正しい知識の習得をするとともに、さまざまな機会を通じて人権意識の醸成に努めます。

本計画の総合的かつ効果的な推進を図るため、庁内に人権教育啓発推進体制を構築し、関係部局の密接な連携の下に全庁的な取り組みを推進することとします。

2 関係機関との連携

人権が尊重される社会を実現するためには、国や県等の各関係機関及び関係団体と連携を図りながら、さまざまな文化や多様性を認め合い、人権に対する理解と認識を深めていかなければなりません。

このため、新潟地方法務局三条支局、新潟・新津・三条地域人権活動ネットワーク協議会（新潟・新津・三条地域の新潟地方法務局各支局、管内各人権擁護委員協議会及び燕市を含む管内市町村で構成）、三条人権擁護委員協議会などの関係機関との連携を深め、情報の共有、事業の共催など積極的に行い、地域の実態の把握に努め、効果的な人権教育と人権啓発を推進します。

3 人権施策の推進体制の整備

計画の実施状況の点検、検討、見直しを定期的に行います。また、人権問題に対して、行政組織が総合的に対応する必要があり、「人権」の視点で業務を見直し、各組織が連携しながら推進体制を整備します。